

2024年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険運転に新しく
罰則規定が整備!!



違反者
6か月以下の懲役
又は
10万円以下の罰金

**交通の危険を
生じさせた場合**
1年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金

自転車運転者講習制度の対象

運転中の ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外

**違反者・
自転車の提供者**
3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

**酒類の提供者・
同乗者**
2年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金

自転車運転者講習制度の対象

酒気帯び運転 および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。 ※受講命令違反:5万円以下の罰金